

デイサービスほほえみクラブ

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。（福岡県指定 第 4071602900）

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

なお、当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1) 法人名 有限会社 ウェルフェアーサービス
(2) 法人所在地 福岡県久留米市城島町城島 38 番地 1
(3) 電話番号 0942-62-1028
(4) 代表者氏名 代表取締役 上野利恵子
(5) 設立年月日 平成 15 年 8 月 7 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
(平成 18 年 7 月 1 日指定 福岡県 4071602900)
- (2) 事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に従いご契約者が居宅に置いてその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスほほえみクラブ
(4) 事業所所在地 福岡県久留米市城島町城島 36-1
(5) 電話番号 0942-62-1028

(6) 管理者 氏名 芥川智之

(7) 事業所の運営方針

①職員は、要介護等の心身の特性をふまえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な援助及び機能訓練を行います。

②本事業所の運営にあたっては関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(8) 開設年月日 平成 18 年 7 月 1 日

(9) 利用定員 25 人 (通所介護 : 20 名
介護予防・日常生活支援総合事業 : 5 名)

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 久留米市、大川市、柳川市、佐賀県みやき町、佐賀県神埼町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	通常月曜日から土曜日 ただし、1月1日から1月2日までを除く
営業時間	月～土 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	月～土 午前 9 時～午後 4 時 30 分

* 営業日や営業時間については、利用者の需要がある場合はこの限りではありません。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

- (1) 管理者 · · · · 1名
- (2) 生活相談員 · · · 1名以上
- (3) 介護職員 · · · · 1名以上
- (4) 看護職員 · · · · 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 · 1名以上

5 当事業所が提供できるサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。(償還払い) |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスを利用した場合のお支払い頂く「利用者負担金」は、負担割合証に記載された負担割合による額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

<サービスの概要>

☆ 共通的サービス

- ①生活指導 ②日常動作訓練 ③健康状態の確認 ④食事の介助 ⑤排泄 ⑥送迎

☆ 加算対象サービス

<指定通所介護>

- ① サービス提供体制強化加算 I ② 介護職員等処遇改善加算 I
③ 入浴介護加算 I ④ 個別機能訓練加算 I イ
⑤ 科学的介護推進体制加算 ⑥ 個別機能訓練加算 II

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要>

- ①理容 ②行事・レクリエーション費 ③日常生活用品 ④衛生用品
⑤食事の提供にかかる費用 ⑥文具 ⑦通信費 ⑧印刷代

(3) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1カ月ごとに計算し、翌月の5日にご請求しますので、末日までに下記の何らかの方法でお支払ください。{1カ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて計算します。}

- | | | |
|-------------------|------------|------|
| (1) 金融機関口座からの振り込み | ご利用できる金融機関 | 福岡銀行 |
| (2) 事業所窓口にてのお支払い | | |

(4) 利用の中止、変更

- ①利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更をすることができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	520円 (食事代)

③サービス利用の変更申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

④事業所の都合で、どうしても指定の月日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

⑤サービスの内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサー

ビス利用料金をご請求いたします。

⑥サービスの利用に関する留意事項

- ア、送迎は利用者の安全も考慮し玄関から玄関までとなっていますので送迎時間には、なるべく家族のご在宅をお願い致します。
- イ、利用時間中の病院受診は、出来ません。サービス終了後の受診も病院までの送迎ができませんので、ご家族様より送迎をお願いします。
- ウ、送迎時 家族が不在の場合、送迎後の転倒等の事故は、事業所での責任は負いかねます。
- エ、持ち物には名前を記入して頂き必要最小限にお願いします。
- オ、貴重品の持込みは、ご遠慮ください。盗難、紛失、破損に関しては、事業所は責任を負いかねますのでご了承ください。
- カ、事故やトラブル防止の為、ご利用者様間での食品・物品等のやりとりについては、ご遠慮いただいております。
- キ、広報誌に写真を掲載することがありますが、望まれない方はお知らせください。

6 苦情の受付について

(1) 当時事業所における苦情の受付（当事業所における苦情や相談は下記の専門窓口でお受け致します）

○苦情受付窓口 ・・ デイサービスほほえみクラブ
担当者 芥川智之

○受付時間 ・・ 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

相 談 窓 口	所 在 地 及び 電 話 番 号
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚13番地47号 092-642-7859
福岡県庁保健福祉部介護保険課	福岡市博多区東公園7-7 092-643-3321
久留米市役所（介護保険課）	久留米市城南町15-3 0942-30-9205

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び久留米市などへの連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

8 提供するサービスの第三者評価の実施状況

サービスの第三者評価の実施はありません。

私は、本書面に基づいて（ ）から
重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者
住所

氏名 印

利用者の署名代行
住所

氏名 印

利用者との関係 ()